

奈良県告示第四百八十八号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第九号）第三条第一項の規定により、土地の区域を次のとおり指定した。

なお、関係書類を、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課及び当該市町村の区域を所管する土木事務所並びに当該市町村の関係課において縦覧に供する。

平成三十年三月九日

奈良県知事 荒井正吾

市町村	土地の区域
葛城市	西辻及び忍海の一部。ただし、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則（平成十六年十二月奈良県規則第二十三号）第三条第四号に掲げるものを除く。